

令和3年 第1回

仁 木 町 議 会 定 例 会 会 議 録

(2 日 目)

開 議 令和3年3月8日(月)

散 会 令和3年3月8日(月)

仁 木 町 議 会

令和3年第1回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 令和3年3月8日（月曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問
銀山地域の子育て支援を問う（野崎明廣議員）
住民への情報発信に関して（麿 直之議員）
ジェンダー平等について（上村智恵子議員）
地域公共交通について（上村智恵子議員） |
| 日程第3 | 議案第14号 令和3年度余市郡仁木町一般会計予算 |
| 日程第4 | 議案第15号 令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第16号 令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第17号 令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第4号 仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第8 | 議案第5号 仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第6号 仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第7号 仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第8号 然別生活館の指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第9号 仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第10号 仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第11号 仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第12号 農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第13号 仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第18号 仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第18 | 議案第19号 仁木町母子栄養食品支給条例を廃止する条例制定について |
| 日程第19 | 同意第1号 仁木町教育委員会委員の任命について |
| 日程第20 | 同意第2号 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第21 | 同意第3号 仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について |

令和3年第1回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 会 令和 3年 3月 8日（月） 午前 9時30分
 散 会 令和 3年 3月 8日（月） 午後 1時25分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智恵子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 長	菊 地 健 文
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	嶋 井 康 夫
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	可 児 卓 倫
総 務 課 長	岩 佐 弘 樹	教 育 次 長	奈 良 充 雄
財 政 課 長	鹿 内 力 三	学校給食共同調理場所長	泉 谷 享
企 画 課 長	新 見 信	農業委員会事務局長	渡 辺 和 之
住 民 課 長	和 田 秀 文	選挙管理委員会書記長	（岩 佐 弘 樹）
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋	代 表 監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月5日に引き続き、1番・磨議員及び2番・木村議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（横関一雄）日程第2『一般質問』を行います。3名の方から4件の質問があります。なお、あらかじめ申し上げますが、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、質問1件につき時間は最長で30分とします。

それでは『銀山地域の子育て支援を問う』以上1件について、野崎議員の発言を許します。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）銀山地域の子育て支援を問う。

本町の子育て環境は、令和元年度より子育て支援拠点施設の整備が始まり、令和3年に実施設計、令和4年着工の予定で進められております。にき保育園、地域子育て支援拠点「おおきな木」、放課後児童クラブなどを含んだ総合的な子育て支援施設の完成が近づいてきています。また、子育て世代への経済的な負担軽減として、多子世帯への保育料の助成も制度化され、安心して子育てのできる環境が整いつつあります。しかし、町内のへき地保育所については、大江へき地保育所は建物も新しく園児には素晴らしい環境が提供されていますが、銀山へき地保育所の建物は築47年と老朽化が著しい状況にあります。園児数の減少は避けられないものの地域にとって大切な子育て施設であることから、今後の方向性についても検討すべきだと考えます。そこで、銀山地域の子育て支援に係る今後の取組についてお伺いします。(1)建物の老朽化が進む銀山保育所を今後どう運営していくのか。(2)大江へき地保育所と合併する考えはあるのか。(3)児童数が減少する中、へき地保育所の存続をどのように考えるのか、お伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは野崎議員からの、銀山地域の子育て支援を問うの質問にお答えいたします。

1点目の「建物の老朽化が進む銀山保育所を今後どう運営していくのか」についてであります。銀山へき地保育所は昭和48年12月に児童館として建設された施設を利用し、建設から48年が経過しており、平成8年から現在に至るまでの間で約1000万円の費用をかけて施設内の床や屋上、給水管の補修、門扉の設置等、19の修繕等を行い施設の適正な維持に努めてきたところであります。さらに、令和2年度におきましては、新型コロナ感染対策地方創生臨時交付金を活用し、大江・銀山の両へき地保育所に給換気機能付きエアコンを設置し、コロナ禍における新たな生活様式に対応した安全で快適な保育環境を整備したところであります。引き続き、両へき地保育所におきまして必要な修繕を行ってまいります。とりわけ老

朽化が進む銀山へき地保育所におきましては、安全な保育環境の確保に配慮した対応を講じる等、施設の適正な運営に努めてまいります。

2点目の「大江へき地保育所と合併する考えはあるのか」及び3点目の「児童数が減少する中、へき地保育所の存続をどのように考えるのか」について申し上げます。人口減少・少子高齢化が進行している中において魅力的な子育て環境、教育環境づくりが本町にとって喫緊の課題となっております。このことから、令和3年度からスタートする第6期仁木町総合計画において、本町を構成するすべての地域が均衡した発展を遂げることを基本的な考え方とし、どの地域に居住していても子育て世帯が安心して暮らしていくことができるよう、良好な保育サービスを享受できる体制を構築させるため、地域の保育所の在り方を含め、総合的に検討していくこととしておりますので、現時点では、へき地保育所の合併や存続等については、お答えすることはできません。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明をいただきました。質問に対して総体的な再質問をしたいと思います。

以前にも銀山へき地保育所の老朽化などについて同様の質問をいたしました。40年以上経過する施設の在り方は、非常に重要な課題と踏まえ、総合管理計画を持って検討していくとのことでありました。銀山へき地保育所は、現在48年目ということで経過しています。指定管理者が維持管理されていることは十分理解しております。しかし、この先も、現状のままで施設を運営されていくのか、総合管理計画を見据えた施設の先として何を示していくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）只今の質問ですけれども、仁木町公共施設等総合管理計画のことだと思うんですけど、それにつきましては基本方針としまして、「今後も利用が見込まれる施設については適正な維持管理に努め、経費の縮減や平準化を図るもの」としていますので、今は必要な修繕を行いながら施設の維持管理に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）現在の保育所施設として、実情を考慮しながら不便のないよう修繕をしながら運営をしていくとのことですが、施設として最善の配慮を今後願いたいと思います。

続いて、へき地保育所として、地域の特性がある中で、今後も3年間、大江・銀山へき地保育所は、指定管理者として運営されていくと思いますが、へき地保育所としての現在の児童数の限界数はどの程度になってくるのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）へき地保育所の設置条例におきましては、銀山で30名の入所が可能です。大江は20名となっております。ただ、この人数につきましては、子どもの入所の年齢や保育士の数によって左右されることになりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。例えばですね、0歳児であれば子ども3人に対して保育士が1名必要、1歳から2歳児であれば子ども6人に対して保育士1名の配置が必要となってきますので、その辺、入所児童によって変わることはご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）今説明をいただきましたが、最大の人数という形の中ですけれども、児童の年齢と人数により保育士の数が変わるということで、1歳児から最終的には年長児童までとなると、現在は6名の児童が入所の基準となると思いますが、今後児童の数が更に減少していくという中において、この継続ということを、どこまで考えていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）昨年末ぐらいにも、役場職員と父母会の方とかでいろいろ意見も聞いて、今進んでいるところなんですけれども、まだ、どういったことで合併等をしていくのかという話までは至っていませんので、来年度から始まる指定管理期間（令和3年度から令和5年度）の間で、今後の方向性等について父母会等と話し合っていきたいと考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）児童数が減っていているという中において、近隣町村で合併されたところもあると思いますが、実態として内容がわかればお伺いをしたいと思いますけれど。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）赤井川村が平成28年に合併したという情報があるんですけれども、その当時は赤井川のへき地保育所と都のへき地保育所を合併したとなっております。その時に統合後の赤井川村としての助成としては、通園費の助成や開所時間の拡大をもって入園児童の親御さんたちにご理解をいただいたと聞いております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）こうして合併されたところにおいては、赤井川村が色々なサポートをしながら取り組んでいったという形ですけれど、この合併の時に、都のへき地保育所は児童数が何人だったのか、お分かりになりますか。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）都のへき地保育所につきましては、8名と伺っております。赤井川につきましては18名と伺っておりまして、赤井川に統合しまして、その当時については26名の園児で構成されたと聞いております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）こうやってお聞きすると、都へき地保育所・赤井川へき地保育所が、ある程度の人数の中で合併していているということで、これから仁木町も銀山・大江においていろんな形の中で検討していかなければならない課題なのかなという感じがしておりますけれども、ひとつ町長にお伺いしたいと思います。行政と予算案の大綱の中で、銀山・大江両へき地保育所として、「保護者のニーズに即した効率的な運営管理とし、地域に根ざした保育所としての特色を生かし、地域が必要とする保育サービスを提供していく」と述べられております。銀山へき地保育所施設は、現状維持の中で進められるということですが、銀山地域は町営住宅を除くと、保育所・公共施設・学校などは、もう30年から50年が経過しており、これは総合的な対応策に取り組んでいかなければならないのかと思いますが、地域性も含めた対応策として何が考えられるのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員のご質問の中にもありましたとおり、ご承知のとおり、これまで仁木町は、各地域での保育サービスを地域内で提供できるように、仁木・大江・銀山とそれぞれの保育所で保育サービスを提供してまいりました。ただ今後、人口減による少子化が進むことを想定した際に、本町における教育環境・子育て環境の整備をですね、今から検討・準備していくことは必要であるというふうには認識しております。ただ、適正な子どもたちの教育環境の整備を最優先に考え、検討していくことはもちろんのことですけれども、その中に地域住民の思いや、又は町財政、町全体としての地域形成の在り方など、総体的に判断し進めていかなければならないというふうに考えております。その中で、今後の保育所施設の在り方につきましても検討していかなければならない課題でありますので、保育所単体の課題としてだけでなく地域全体の課題として議論を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。将来的に、今後の銀山地域の人口推移を見てみますと、へき地保育所を維持していくことは非常に厳しいものがあるというのが現実なところでございます。したがって総合計画の中でも、子育ての基本的な方針の中で「地域の保育所の在り方について検討する」というふうに謳っておりますように、銀山地域の課題としてだけでなく、町全体として子育ての環境整備を今後どのようにしていくのかということを経営計画の中で検討してまいりたい、そのように思っているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）町長の説明をいただきました。

総体的な形の中で、町も取り組んでいかなければならないという説明をいただきました。

この総合計画においては、いろいろな形の中でヒアリング、ワークショップにおいて、多くの協議もされたと思います。地域の違いによって非常に大きく左右されると思いますが、児童の減少、銀山地域で子育てをされる方、銀山に住んでもらえる支援対策、町としても何か検討をしていただきたいという願いでありますが、その辺、何かあれば伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議員からの「支援策という部分で今後町として何が考えられるのか」というご質問でありましたけれども、銀山地域に若い世代の方々を呼び込む施策として、銀山地域の生活環境を整備することや、よく言われますが町営住宅に対する補助といった生活条件の優遇措置を取ってあげることなど、それらの策で果たしてどれだけの効果が見込めるのかというのは現段階ではなかなか判断が難しいというのが正直なところであります。

ただ、何よりも子どもたちにとって何が1番幸せな選択なのか、その視点で見極めていくことが大切であるというふうに思っておりますので、今後も検討する機会を設け、建設的な議論を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）町長が言われるようにいろんな形の中の支援策も、やはりそれが出来るか出来ないかということに対しても色々出てくると思いますけれど、ぜひとも町として「すべては未来の子どもたちのために」という中で、本当に分け隔てなく、どこにいても同じですということが謳われておりますし、これから少しずつ子どもが減っていくという中において、そういう対応も今後取り組んでいていただきたいと思いますので、私の質問はこれで終わりますけれども、ぜひとも町として、対応していただきたい

たいなという感じがしております。以上です。

○議長（横関一雄）次に、『住民への情報発信に関して』以上1件について、磨議員の発言を許します。1番・磨議員。

○1番（磨 直之）それでは早速、住民への情報発信に関して質問させていただければと思います。

現在、町内では除排雪や各種工事が実施されるにあたり、事前の情報発信がない状態で実施されており、町道が通行止めになっている場合が散見されます。これらは、対象の場所へ行って、初めて知ることができる状況であり、交通量の少ない道路であれば問題はないと思われそうですが、実際には、住宅地内や観光施設への道路なども含まれるため、結果として住民や観光客へ不便をかけるような事例が発生しています。さらに、確認のために役場へ問い合わせをしても、担当課が状況を把握していないケースもあり、知りたい情報を知ることができない場合があると伺っています。

そこで、お聞きしたいのですが、現在、このような住民の生活の質に関する情報は、どのような手段で知ることができるのでしょうか。また、そのような手段がない場合、今後、情報発信に取り組んでいく考えはあるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）磨議員からの、住民への情報発信に関しての質問にお答えいたします。

1点目の「住民の生活の質に関する情報は、どのような手段で知ることができるのか」についてであります。町における各種情報発信につきましては、町広報紙や折込みチラシ、ホームページやFacebookによる情報発信及び防災行政無線などによる防災情報等を町民の皆さまに提供しているところであります。

議員仰せの除排雪や各種工事における事前の情報発信につきましては、町や北海道などの発注工事において長期間の通行止めが発生する場合や、除雪については、作業ルート、協力事項などを広報仁木の紙面及び折込みチラシにて全戸に配布しているほか、班回覧によりお知らせしているところでありますが、住民のくらしや安全に直結し、ことさら迅速な対応が求められる工事や日々の除雪におきましては、リアルタイムで正確な情報を発信することは困難なため行っておりません。排雪につきましても、町道への投雪による事故発生等が懸念されるため、事前の情報発信は実施しておりません。

町民の皆さまの安全や暮らしに関する情報をタイムラグなしに提供していくことは望ましいものと考えておりますので、緊急性・必要性などを考慮し、引き続き情報共有・情報提供に努めてまいります。

2点目の「そのような手段がない場合、今後、情報発信に取り組んでいく考えがあるのか」について申し上げます。町における住民への情報発信については、近隣町村においても多種多様な手段により対応しており、本町においてもただ今申し上げました方法により、それぞれの内容や状況に応じて、適切な情報発信手段を用いて対応しているものと考えております。

また、行政のデジタル化が今後急速に進むことにより、本町においても農業者や企業などが、様々な情報デジタルツールを活用するようになるものと想定されることから、ごみや転入出など生活に関する情報をはじめ、観光振興においても、デジタルツールの活用を幅を広げられるよう、住民目線そして観光客目線での情報発信に努め、効果的・効率的な情報発信となるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）答弁いただきありがとうございました。

いくつか質問をさせていただければと思います。

まず、除雪等々のリアルタイムなことに関しては、答弁いただいているとおりでと思って、納得しているところではありますが、排雪について少しお伺いさせていただきたいんですけれども、住民の安全を考慮して排雪の情報等はリアルタイムには行っていないということではありますが、過去に実際に懸念されるような事故というのはあったんでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今の質問であります、実際に排雪等によって道路が塞がれるといいますか、皆さんどうしても排雪が入るという情報を出しますと、道路に雪を持ってきたりということがありまして、実際、道路がちょっと全面的に塞がってしまったという、ちょっと小さい道路でしたので、特段通行量の多いところではなかったという部分ではありますけれども、そのような部分があるということで、排雪につきましては事前情報等の提供とはしないというところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

ちなみに同様の質問というのは、これまでに件数としてはあるものなんでしょうか。それとも、今回私が一般質問させていただいて、稀に見るような質問なんでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、ちょっと記憶の中でという形になりますけれども、私が除雪の方を担当するようになってからというのが、平成22年ですから丸10年以上経つという部分でございまして、ちょっと私が記憶している限りでは、今回の部分では初めてかなというふうに記憶しているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

それであれば、内容を理解するところですし、安全第一ということで、住民の安全を優先して考えられているということなので、今後も通行止めになるようであれば、リアルタイムな情報発信はしていただきたいとは思いますが、よろしく願いいたします。

それに伴いまして、排雪についてもう少し質問させていただければと思うんですけれども、実際に排雪に伴って通行止めが起きていたケースがあったと伺っているんですけれども、その際、町に問い合わせをしたところ、おそらく建設課に電話が回されたと思いますが、そこで「いつ排雪が終わるのか」という質問をしたのですが、どこで排雪がされていて、いつぐらいまでの期間を考えているのかというのが、全く把握されていなくて答えが返ってこなかったと伺っているんですけれども、これに関しては、町や建設課の方でそういう町の排雪ですとか、後々の他の質問でもさせていただきましたが、電気等の工事ですとか、そういう情報というのは把握されていないものなんでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今の排雪の部分でございまして、排雪につきましてはいわゆる市街地の区間がどうしても多い路線となります。そちらにつきましては、誘導員等が付いた中で、また、旗等を付けた中で排雪等を実施しているところでございまして、実際今ちょっとご質問ありました、「町の方に問い合わせ

しても把握していないのではないか」という部分ですけれども、私が担当の方に聞いている限りの中では、地区と路線との部分でちょっと行き違いがあった部分もあったというふうに聞いている部分はございますけれども、実際、町の職員の方で、まるっきり把握していないという部分では、そのことが今磨議員がおっしゃったことと関連性があるのかというのはちょっとわからないところでございます。

それと実際、いつ終わるかというのはですね、あくまでもその路線として入っていて、進捗状況等にもよりますので、今現在この路線に入っているという部分で、あくまでも「いつごろ終わる予定」という話になろうかと思います。また、ちょっとその他の工事という部分でございますけれども、他の電気工事とか云々という部分につきましては、完全に通行止めにするという時につきましてはですね、あくまでも道路管理者の方にですね、通行止めの届出等をした中で、町の方からも警察の方に通知という形は出てくるんですけれども、片側交互通行なり、交通規制という中で町の発注工事以外の部分で、電気ですとか、そういう部分につきましては交通規制という中で行っておりますので、ちょっとそこまでについて町の方でですね、交通規制しているということは把握しているんですけれども、ただ、リアルタイムの部分でですね、実際今日入りますとかってというのは、幅広い1か月とか2か月の期間の中でですね、町の方にこの期間でこういう工事を入りますという部分の情報は入ってきますけれども、それがリアルタイムでという部分では把握し切れないという状況であります。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）今返答いただいた中で、「職員の回答に行き違いがあったと認識している」というような回答だったと思うんですけれども、その詳細を教えてくださいのと、どういう行き違いがあったのか。あとは、今の話でいうと、排雪に関しては、すべて把握しているという認識でいいんでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）行き違いですが、この一般質問をいただいた中で建設課に関する部分かなということですね、ちょっと私の方でも確認した中で、町の方としてはこの路線と押さえている中の話のやり取りの中で、もしかしたらちょっと地区名等の部分で、この地区に入る路線等の部分が、話の中で何かちょっと聞いた限りは、もしかしたら行き違いがあって返答が遅れたですとか、そういうことがあったかもしれないという部分は聞いているというところでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）すいません。

今のが、ちょっと良く理解出来なかったんですけれども、どういう行き違いがあったのか。

質問の仕方が悪いですかね。おそらく町民の方からの質問で言うと「ここの路線の排雪はいつ終わるのか」というような質問に対して、その方が返答いただいた質問だと「どこでやっているんですか」ということで、「ここの道路でやっている」という回答をして、それに対して、初めて知ったような形であり、かつ排雪も、もちろん雪の状況によって排雪時間というのは、正確には読めないところはあると思うんですけれども、「大まかにどれぐらいかかりそうなのか」、「いつまで通行止め予定なのか」と聞いても回答が返ってこなかったと町民さんから聞いていたので、ちょっと質問させていただきたくて、「何で把握をしていなかったのか」というような確認だったんですけれども、それに対して「行き違いがあった」という返答をいただいていたと思ったので、その「行き違い」というのは何なのかというのを詳細に伺いたかったん

ですが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）まず「行き違い」という部分ですけれども、この辺は市街地が多いものですから、そこ路線の中で押さえている中で、ちょっと何か、その相手方が電話の中で地区名を言った中で、ちょっと職員の方が地区名と、その路線名がはっきりリンクしてなくて、何かその部分でちょっと行き違いがあったかもしれないので返答が遅れたという部分でございます。

それとあと、これはご存じかと思いますが、排雪ですからダンプの運搬が伴う部分での排雪という形でご理解していただいているという部分でお話させていただいていますので、実際、拡幅除雪とかという部分ですね、道路が通行止め等になる部分ではないということは、ご存じかと思いますが、ご理解いただければと思います。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）今の話でいうと町民の方からの質問の地区名なりの説明の、これは町民の方を悪く言うわけではなくて確認なんですけれど、説明が曖昧であやふやだったために、担当した職員もどこの場所か特定が出来ず、返答が出来なかったということなんでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）決して町民の方の問い合わせの仕方が悪かったというわけで私も申し上げている部分ではなくてですね、こちらの方の受け方としても詳細な道路線、例えば地区でちょっとピンと来なければ、「この路線の近くの何々の建物部分はいつからいつに入るんですか」というような詳細なやりとりがあればですね、もうちょっと明確にお答え出来たのかなという部分ありますけれども、基本的には排雪の部分というのは、実際、今1月から3月が排雪期間ということですね、路線を決めた中で、随時終わったら次の路線というふうに入ってきますので、こちらでも押さえている情報を問い合わせがありましたら提供しているという部分でございます。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）あまりちょっとこの質問を長くするつもりはなかったので、最後にもう一度だけ確認させていただきたいんですけれども、まず排雪に関しては、建設課の方では、排雪が入っている箇所に関してはすべて把握をしているという認識で良いのかどうかと、ただ、今の話を聞く限りで言うと、町民の方からの質問に関して答えられていないという現状があったかと思うんですけれど、それに関しては、今おっしゃっていただいたとおり、もう少し詳しく特定をしてあげるとかをしないと、多分どちらも悪気があるというか、わからないところが多くなってしまうと思うんですけれども、その辺りでいうと、この2点いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）排雪に関しましてはですね、建設課の方でも状況等は押さえているところであります。

それで只今のご質問にありましたけれど、実際、誤解がですね、そこでちょっとこちらの説明不足も場合によってはそう取られたかもしれませんが、今後はその辺、誤解のないように丁寧に説明して対応し

てまいりたいと思います。以上です。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

ちょっと全般的な質問に変えさせていただければと思うんですけども、今回、除排雪とか、電気工事ということを出させていただいたんですけども、その他にもいろいろな工事とかも、町の方で入ってくるかと思っています。答弁の中にも、今後リアルタイムの発信を心がけていくとか、様々な情報手段を考えるとということを言っているから、その辺りは今後、光回線も通る中で期待するところではあるんですけども、その中でちょっと質問をさせていただきたいんですけども、町民の方がこういう些細なことに疑問を感じた際に、町としてはどういう手段で質問を受け付けるというのが今現状あるのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）町民からの疑問点等を役場の方に電話をいただくとそれぞれの担当部署の方に回させていただくのはもちろんですけども、ホームページとかでも疑問等をメールとかで受けている状況ではございます。大半は何かわからないことがあったときには役場の方に電話をいただいてそれぞれの担当課の方に回させていただいているというのが現状と把握しています。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

おそらく住民の方へのサービスというところかというと、もちろん今の住民の方へのサービスというのを優先すべきところであるということは理解するので、電話での問合せというのも重要だと思うんですけども、ただ、今後新規就農者を含めて若い世代が来られたときに、結構わざわざ電話をするということが少なくなってくるとは思います。また、質問の中でもわざわざ電話して問い合わせるほどではないというようなものも今後あるとは思いますが、そういうちょっと些細な疑問なんかを質問できる場所というのをぜひ設けていただきたいと思っておりまして、例えば仁木町のホームページを拝見させていただいても、今おっしゃっていただいたとおり、おそらくスクロールして下の方に行くと、各課への問合せという形で、問い合わせ項目があるんですけども、ただ実際にその内容を見ると、各課への問い合わせフォームはあるんですけども、「この些細な質問ってどこに質問したら良いんだろう」というのが、今一よく分からなくて、結局何か「それであれば質問するまでもないのかな」みたいなことで終わってしまうんですけども、そもそもその質問はする必要があるのかという話もありますけれど、やはりちょっとそういう些細な質問というのが積み重なることとかもあるかと思うので、少しそういう些細な質問でも受入れられるような気軽な問合せフォーム、もしくは意見箱みたいなものなんですかね。そういうものというのは、作れないものなのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）全体的な組織の関係でございますので私の方からお答えさせていただきたいと思います。

先ほど企画課長の方からお答えしたとおり、基本的に必要な情報については、連絡先等を添えて、町民の皆さんに周知させていただきまして、その都度、ご質問をいただいているところだと思います。それで、

町として、そういった例えばコールセンター的な機能を持った場所、一元的なワンストップサービスができないのかというご趣旨ではないかとは思いますが、大きな自治体においては、サービスの迅速性ということから最近そういったセクションが設けられているところもあるというふうに認識しております。ただ、うちの町におきましては行政の組織の大きさを考えますと、ある程度、今の状況でですね、町民の皆さんに遅滞なく迅速に対応できる仕組みになっているものと認識しております。基本的に各それぞれの窓口に入ったものも、そういったいわゆる「たらい回し」等の行為がなく、ある程度迅速に担当している者の方に行き着いて、その場で必要な情報についてはお話をさせていただける仕組みが出来ているものと考えておりますので、基本的に今の体制の中で対応させていきたいと思っております。ただ、先ほど町長からの答弁のとおりですね、今後、リアルタイムで様々な情報ツールができていく中においてはですね、町の組織機構の在り方、仕事の進め方を含めてそういったものを活用して、より迅速なサービスの提供というものを進めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

ちなみに、満足いくサービスが提供出来ているかどうかというところというと、今の副町長の答弁、回答の中でいうと「問題ないと思っているので、今のままいきたい」ということだったんですけど、もちろんそれでも良いとは思いますが、実際にその判断というのは、どのようにされるものなのでしょうか。

○議長（横関一雄） 林副町長。

○副町長（林 幸治）先ほど、磨議員が二つ目のご質問でですね、これ排雪に関わるご質問で、過去にあったか、なかったかと同じように、いわゆる情報としてそういったワンストップサービスを求めるとか、そういった要望というのは、今まであまり町民からもいろんな広聴活動の中で伺っておりません。できれば先ほどお伺いしたとおり、迅速にそのことについてお答えできるか否かという部分の質が問われていると思いますので、それについては先ほど申し上げましたとおり、今たらい回し等の行為なく担当の方からお答えする仕組みが出来ているのではないかと考えているところでございますので、問題はないというふうに思っております。以上であります。

○議長（横関一雄） 磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

とても理解できるところで、これからも町民サービスをお願いできればと思います。

最後に、どうしても、今回質問させていただいた背景としては、なかなか質問させていただいても回答が満足いくものがなかったというところからの質問でありましたので、今日、質問・答弁を聞いて、聞かせいただく中でいうと、しっかりと町の方では把握しているということなので、今後もその把握に努め、かつ回答に関しても的確な回答をしていただければ良いと思いますので、よろしくお願いいたします。答弁なしで大丈夫です。質問は以上になります。

○議長（横関一雄） 傍聴人の方に申し上げます。

傍聴規則をきちんと読んでから、傍聴席に座っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）続いて、『ジェンダー平等について』、『地域公共交通について』以上2件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）ジェンダー平等について。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の前会長が女性蔑視発言で辞任した問題は、日本社会の女性差別の構造的なゆがみをあぶりだしました。令和元年12月に世界経済フォーラムが公表したグローバル・ジェンダー・ギャップ指数では、日本は153か国のうち121位となり、過去最低を更新しました。私たち日本共産党は、個人の尊厳とジェンダー平等のために以下のことを提言しています。1. 憲法が定める男女平等を推進する。2. 性暴力やDVを許さない。3. ハラスメントに苦しむ人をなくす。4. L G B Tに関する差別をなくす。5. 在日外国人の権利を守りヘイトスピーチの根絶を目指す。

誰もが尊厳をもって自分らしく生きられる社会へ進んでいくためのものですが、仁木町としてはジェンダー平等についてどのように考え、どのような事に取り組んでいるのか伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、ジェンダー平等について、の質問にお答えいたします。

ご質問の「仁木町としてジェンダー平等についてどのように考え、どのような事に取り組んでいるか」についてであります。具体的な取組の内容としましては、男女共同参画や人権擁護を啓発するポスターの掲示やリーフレットを配置しております。また、2015年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）17目標の5番目に「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、町といたしましても、すべての人が性別にかかわらず互いに尊重し合い自分らしさを発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現を推進すべきとの考えの下、本年度策定の第6期総合計画において、基本目標「町民とともに推進するまちづくりを」の中で「男女共同参画・人権擁護の推進」計画を謳っております。その目標指標の中で、令和12年度までに審議会等の委員総数のうち女性委員の割合を現在の15%から30%に引き上げるという目標値を設定しております。

なお、男女共同参画計画は、総合計画の一部として策定していれば策定済みとされ、内閣府による2020年の計画策定率は全国の町村で69.5%となっており、ここに本町も含まれております。今後は、男女共同参画を始めとするジェンダー平等の実現に率先して取り組むとともに、町民の皆さまへも広く働きかけていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今日、3月8日は奇しくも国際女性デーです。国連によって1975年に制定されました。日本でも女性の生き方を考える日として、国際女性デーを全国で展開しております。

そこでお伺いいたしますけれども、男女共同参画の目標指数の中で、審議委員の委員数の女性委員の割合を現在の15%から30%に引き上げるという目標値を設置しておりますけれども、前回、平成27年度に、各種委員会の男性78%、女性22%にその時はなっていたんですけれども、この22%のうち、女性の委員がゼロのところ、地域福祉計画推進委員会、福祉有償運送等運営協議会、町営住宅入居者選考委員会、その他にも女性委員がゼロというところがありますけれども、こういうところの目標値をどういうふうにこれから引上げていこうとしているのかお伺いします。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ご指摘のとおり、女性委員の割合については、現在、町としては決して誇れるような数値になっていないものと思っております。そういった中で今議員からもお話されました幾つかの委員については、女性の就任がないというような実態もございます。それについては、例えば個別の委員会においては女性の委員の就任ということで、ご努力してございますけれども、ただ全般的に町の様々委員については、成り手の問題ですとか、皆さんそれぞれの人口減少とか高齢化が進む中でですね、なかなか委員の成り手問題等のそういった要件もあってですね、なかなか進んでいないという部分があるのも事実でございます。

ただ今後、女性が活躍していただくという、基本的なジェンダーフリーの考え方の下でですね、町といたしましても、より多くの女性の方がそういった場でも仕事をしていただけるような場を作っていきたいというふうに不断の努力はさせていただきたいと考えておりますので、そういったことで今後も取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解していただきたいと思います。以上であります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）農業委員会などは、女性を入れるとか、具体的に数字を示している中で女性の委員が増えていったと思うんですね。

それで、女性議員もそうですけれども、私もこの後志管内の女性議員の協議会というものをつくって、女性議員を増やしていきたいと思って、今はその会の会長でありますけれども、1番古くなってしまったものですから、女性議員を増やしていこうということで皆さんに集まってもらって、この協議会を増やしていきたいと思って、どんどん増えていっているんです。私が議員になったときには、管内で3名しかおりませんでした。今は16名という数字ですけども、やはり女性議員がいない議会の中では、女性差別というか、いろんな問題が発生する中で、やはりこういうことも私たちも取り組んでいきたいと思っていますけれども、審議会の中でも、やはり声をかける。そして、家庭内でもそういう委員会とか出かけることに対しての女性差別というか、家庭内のこともありますけれども、やはり、今若い人たちはそういう差別はどんどんなくなっているところでもありますから、やはりいろんな方に声をかけて委員になってもらうという発展的なことでやっていかないと、なかなか増えていかないと思います。農業委員会同様に、必ずここには女性の委員さんを増やしていくという訴えを、ぜひともしてほしいと思っています。

それで、職員研修等の中で、男女共同参画についての意識啓発なんかもやっているかとは思いますが、女性活躍の中で女性管理者育成のための女性リーダーとか、管理職員育成セミナー等の活躍推進型ということで、国では今年度も予算とかを付けていると思うんですけども、これも1年限りですけども、その事業をバージョンアップさせていくということで、この申請も増えていくという交付金なんかも出ておりますので、役場の中でこういう女性職員の研修なんかはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）女性の職員の管理職等の登用についてはですね、町といたしましても女性・男性分け隔てなく登用していくということで、今も推進させていただいているところでございます。そういったことから、例えば、今年度におきましても、初めて女性の課長職への登用等も行いましたし、今後も能力のある方については、どんどん男女関係なく活躍していただきたいというふうに願っているところでございます。

ただ、先ほど言った研修制度については、実際うちの方では女性の参画等について切り分けた形ではやっておりますけれども、実際ちょっと言い方は古いかもわかりませんが、実際女性の管理職に登用された方が働いている姿を見て、その姿を追いかけたいというイメージ。実際に仕事を通して学んでいく、職場の姿を見て後輩が学んでいきたいというイメージで進めていっておりますし、また、私どもといたしましてもそういった女性の方が働きやすい環境ということでですね、例えば、育児等に対する支援・各権利の取得とか、そういったことも取りやすい職場環境を作ってまいりたいというふうに考えておりますので、取り立てて研修とかということではなく、そういった実際の日々の仕事の中で女性が参画していく、そういったものを醸成してまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）二つ目の、DVのことなんですけれども、町民センターのトイレなんかにはDVに遭った場合は、ここに相談してくださいとか、そういうことがありますけれども、身近で、このコロナ禍の中で、テレワークとかそういうことで、家庭に子どもからお年寄りまでというか、働いている人たちもいて、やはり何というか、そういうストレスがイライラ感に変わって、家庭内暴力とか暴言とか、いろんなことで苦しんでいる方もいるかと思うんですね。それで、そういうところの相談というんですか、そういう窓口なんかは役場としてはどういうところで取り扱っているんでしょうか。

○議長（横関一雄）岩佐総務課長。

○総務課長（岩佐弘樹）DVに関する住民からの直接の相談ということにつきましては、ほけん課で受けておりまして、主に保健師が対応しているというような状況でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）昨年度の中で、この婦人保護事業ということで、非常勤相談員の処遇改善のための手当を増額しますということで、研修を受講した相談員に月額半分の手当とか、その研修の費用とか、専門員を育てるということで配置経費とかを国の方で助成していくということも出ているんですけれども、何でもかんでも保健師さんのところに仕事が集中してしまうということもあるので、ぜひこういう相談員の人を研修させて、職員として雇えないのかどうか、そのところはどうか。

○議長（横関一雄）岩佐総務課長。

○総務課長（岩佐弘樹）只今の町村への婦人保護事業での相談員への研修補助金というものはですね、ちょっと当方の方としては、申し訳ございません、把握してございませんけれども、町としましては当面は現行のまま、ほけん課を窓口として、単独のDV相談窓口の設置については改めて検討させてもらいたいということで担当としては考えているところでございますけれども、そもそもこのDVの相談件数というのはちょっと私の記憶で申し訳ないんですけれども、数年に1回程度というような形で押さえておりますので、改めて窓口の設置というような形では現時点ではちょっと考えていないということでご理解願いたいと思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）わかりました。

それでは、4番目のLGBTの問題に関することなんですけれども、こういうセクシャルマイノリティーがどんどん世間の中で認められている中で、やはり子どもたちがこういう問題で相談したりということが少

ない数字ではないほど出てきているということが出されておりますけれども、文部科学省からこういうセクシャルマイノリティに配慮するということで、研修だとか先生方への通知とかそういうものは出ていないのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）LGBTの関係につきましてはですね、それなりに通知は来てます。年間に何本も通知が来ています。それで今現在、中学生向けの授業なんですけれども、道徳の授業でLGBTの関係を授業で行っておりまして、動画を活用してLGBTについて学習しておりまして、LGBTの方がもっと過ごしやすく生活する方法ですとか、それらの方に対する偏見をなくすといったことを学ばせているというような現状でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）これは、先生方への研修とかそういうものはされてないのでしょうか。

北海道の方からとか、そういうことで先生方が理解しないと子どもたちにも適切にアドバイス出来ないと思うんですけれども、そういうことはどうでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）文部科学省からはですね、平成28年に教職員向けのパンフレットで性同一性障害や性的思考、性自認に係る児童・生徒に対するきめ細やかな対応等の実施というパンフレットが出ております。これを用いてですね、研修までは行ってないんですけれども、すべての先生に配布し情報を共有しているということでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）中学校になったら制服着用ということがありますがけれども、うちの娘なんかもそうだったんですけれども、やはりスカートをはきたくないということで、ズボン・スラックスを制服にしているところもあると思うんですけれども、仁木町としてはどうでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）中学校の方では特にスラックスが駄目というふうな禁止はしておりません。

それで今のところですね、従前、中学校に確認したんですけれども、スラックスをはきたいと申し出ている方がいないので、今現在いらっやらないというような状況でございます。仁木中学校が指定している制服メーカーにも女子用のスラックスは用意しているというふうに伺っております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）そういう選べるのであれば良いと思うんですけれど、やはり小さいうちから、何というか、男女差別みたいのがあるということになりますと、本当に育っていく過程でそういうものは作られていくと思うので、前に小学校で出席番号を男女別ではなく混合でやっている先生もいたんですけれども、そういうことはどういうふうになってるのでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）出席番号につきましてはですね、現在は今おっしゃられてるとおり、1番最初に1年生で付けた出席番号がそのままいっていると思います。特に、男女別にしなさいとか、混合にしなさいというふうなことはこちらからは指定してないというような状況でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今のお母さん方はわかりませんが、昔だったら「男らしく」とか「女らしく」とかということで、男の子が女らしかったら「そういう女々しい格好はしないで」とか、いろいろあったと思うんですけども、やはり小さいうちからこういう何というか、男・女だけではないんだということを経験する場面でお母さん方の研修でも良いですから、札幌のLGBTの人たちは「どこでも行ってお話ししますよ」ということを言っているの、ぜひ学校でも人権擁護委員の方の講義とか、そういう研修はあるかと思うんですけども、やはりそういう中でも人権問題として、1人の人間として育っていくということが確立されれば差別問題というのはなくなるかと思しますので、ぜひ研修なんかにもこういう問題を含めてこれからもやってほしいと思うんですけども、すぐに「これをしなさい」とか教育委員会で言うわけではないんですけども、そういうことも頭に置いて人権問題ということで研修等をしてほしいということを先生方にもお知らせしてほしいと思いますが。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）只今の質問でございますけれども、保護者並びに先生方に研修の機会を与えてほしいということでございます。

なかなか保護者の方が集まる機会というのは学校等でも全員が集まるというのは、なかなか多くありません。そういう機会にですね、もしタイミングがあればそういうことも可能なのかとは考えてございますので、十分検討していきたいと思っております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今までは何ともなかった問題が、これからは世界的にこういうジェンダー平等ということで、人権問題が取りざたされていくと思います。国の方でも夫婦の在り方とか、そういうことではまだまだ考えが古い方がたくさんいる中で、やはりこういうふうに入権問題を大切にしていかなければ町としても成り立っていかないと申しますし、5番目にある在日外国人ということでは、この仁木町もろんな外国の方が研修に来たりしておりますから、そういう中でただの働き手というだけではなくて、やはり、人間として等しくとか、平等に接していくという心を町民にも植付けていかなければならないというふうに思っておりますので、いま1度町長、ジェンダー平等について何かあればお話しください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまでの質問も含めて総体的に私の思いとしてはですね、上村議員仰るとおり、今後町としてどのような意識を醸成しなければならないかという部分では、今後10年間における総合計画の中で、SDGsの要素を取り込んだというのは、私はその大きな意図があって、やはり町民の皆さんも町だけのことを意識するのではなく、やはり世界の常識や社会的・通常的なそういう常識を備えながら、これからまちづくり、または地域づくりをしていかなければならないという思いの中で、今回このSDGsという要素を組み込みながら、今後のまちづくりをしていこうということで計画を作りました。

現時点の課題として、実際問題、首長ですら北海道には女性が誰1人もいないということです。かつて1人だけ東神楽町から出たということで話題になりましたけれども、現実問題としていない。こういった状況も踏まえて、やはり女性がますます活躍できる場というのが果たして出来ていないのではないのかと、そういった疑問・視点に立ってですね、社会的立場として低い状況であれば、町としても改善しなければ

ならないですけれども、この中で「男性だから」「女性だから」とあまり意識し過ぎて、数字ばかりを意識し過ぎて、環境づくりをしてしまっても、また新たな課題が発生してしまうと思いますので、男女関係なく、それこそ「ジェンダーフリー」として、皆さんが平等であるような地域づくり・環境づくりをしていかなければならないというふうに思っているところでございます。職員におきましても、そういった働きやすい環境づくりをするために果たして今の状況で満足できるのかということも疑問に持ちながら、いろいろ町としても今やれるべきことをやっている次第でございます。

その一環として、子育てや働きやすい環境をどうつくっていけるのかという部分では、今建設中であります「子育て支援センター」もその一環でありまして、やはり働きながら子育てできるような環境を町としても必要ではないかと、そういった部分も含めて、今ああいった環境づくりに向けて取り組んでいるところでございます。

総体的に男女関係なく皆さんが平等で、これからまちづくりを進めていく上で、そういった格差を生まないような、多様性社会にも順応できる、そんな地域づくりを目指してこれから取り組んでまいりたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）ありがとうございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前11時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第2『一般質問』を続けます。

一般質問、『地域公共交通について』上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）地域公共交通について。

地方都市では車が使えることを前提として、生活に必要なインフラが構成されており、スーパーなどは大規模店舗に集約され、地元の小規模商店などは減少し、車が利用できない人は置き去りになっていると考えます。過去にも、運転免許証を返納した方へ優遇措置はないのかという質問がありましたが、具体的な対策はなく、本人のみならず家族も困っている状況にあります。また、高齢者が外出して健康を維持してほしいとの考えから、近隣市町村ではタクシー利用に対する補助事業を実施している自治体もあります。

本町の第6期総合計画では、基本方針に「持続可能な交通体系構築に努めます。」とあり、現在は仁木町地域公共交通網形成計画に基づく地域公共交通の活性化に取り組んでいますが、同計画におけるタクシー補助について伺います。(1)仁木町地域公共交通網形成計画作成にあたり、協議会の中にタクシー会社は参加しているのか。(2)平成29～30年度には導入を検討したとあるが、その補助内容はどのようなものだったのか。(3)新規予約制バスの導入検討を実施した上で、改めて検討するとなっているが、いつまでに検討するのか。(4)近隣市町村で実施されているような補助事業等の導入の検討をしているのか。以上、お伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員からの、地域公共交通についての質問にお答えいたします。

1点目の「仁木町公共交通網形成計画の策定に当たり、協議会の中にタクシー会社は参加しているのか」についてであります。仁木町公共交通活性化協議会は、交通事業者や福祉及び教育に関する団体、関係町内会や公安委員会の構成員など23名の委員で構成しております。その中で町内のハイヤー事業やバス事業者、北海道ハイヤー協会などに交通事業者として同協議会設立当初から参画していただいております。

2点目の「導入を検討した補助内容について」申し上げます。計画策定時におけるタクシー補助につきましては、平成29年度に補助対象地域、補助対象者及び補助内容について検討を進め、平成30年度に導入することとしておりましたが、ニキバス実証運行延長による検討の継続により、予約制バスの本格運行が1年延長されたことから、導入について1年延長しております。平成29年度に町内のハイヤー事業や外出支援サービスの利用状況や当時のアンケート結果を踏まえ補助対象者などを検討し、バス停やJR駅から遠い地域となる旭台、然別、砥の川地区の方で、町内全体で79.5%の方が80歳までは運転するとの回答があったことから80歳以上の高齢者を対象とし、1回500円分のタクシー券を月2回分発行する補助内容案を検討結果として示しております。

3点目の「新規予約制バスの導入検討を実施した上で、検討するとなっているが、いつまでに検討するのか」につきましては、タクシー補助については予約制バスの補完という位置付けで実施を検討しており、平成30年度末時点において本格運行が1年に満たない中で地域や利用者のニーズを十分に把握しきれていないという状況を踏まえ、現在のニキバスのダイヤやルートなどの運行形態の再検討も必要であるとの判断から、ニキバスのダイヤ・ルート等の変更の検討を優先して行うこととしたところであります。その上で必要と判断した場合に改めてタクシー補助を検討することとしております。なお、ニキバスのルート変更については、令和元年度に砥の川・然別地区におけるニーズ調査を実施し、当該地区を経由するルート変更案を協議いたしました。が、ルート拡大による移動時間の増加や大幅なダイヤ変更を生じることとなり、既存利用者の利便性も損なうおそれもあることから、再度同地区におけるニーズを確認した上で、今年度から新規系統の可能性について検討しているところであります。

4点目の「近隣市町村で実施されているような補助事業等の導入の検討をしているのか」につきましては、ニキバスの新規系統の導入可能性及び既存系統の一部予約なし運行を優先して検討していることから、タクシー補助の導入検討については保留している状態です。今後の状況を見極めた上で、総合的な視点からタクシー補助を含めた支援の在り方について、協議会において引き続き検討してまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）1点目ですが、この協議会はこのコロナ禍の中で、ここ1年開かれていますでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）令和2年度における地域公共交通活性化協議会の会議についてはですね、札幌市・小樽市等の構成員の方いらっしゃるということですね、令和2年度については2回書面会議、3回目については、この後ですけれども、書面会議ということで集まっての協議は今年度出来ていないという状況でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）その前の、このタクシー補助券について、タクシー会社ではどのような意見があったのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）この補助内容の案についてですけれども、こちら平成30年度に最終的な案として出させていただいております。その際に細かい部分について意見等は出ていない、タクシー補助は過去に然別共進地区で、平成20年度、21年度頃まで実施していたということもあって、再開してほしいというのはですね、そのときの会議ではない中で出たりはしていましたけれども、この案自体については詳細な協議というのは進んでいないというところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）この2点目の中で、地域が旭台・然別・砥の川地域ということで限定してありますけれど、東町とかはそのときには入っていなかったのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）平成30年度において案として出した際にはですね、東町等の地域の方は入っていない状況でございます。対象者についてはバス停・JRの駅から遠い地域として、このときは旭台・砥の川・然別地区等を対象エリアとすることが考えられるということで、案を提出しているところでございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）やはり、東町の奥の方になりますとバス停からかなり遠くて、私も二・三度雨の中、お年寄りがバス停からずっと東町の方に歩いて行くのを見かけて送ったこともありますけれども、今、銀山でもタクシーは無理だとして、そこから家までボランティアで連れていくようなことも計画されておりますけれども、やはりデマンド方式にしないと、なかなかバス停まで行くということが無理になってくるのかなというふうになりますし、今、本当に町内のお友達の家に行くのにもタクシーを使っている方々から、タクシー会社がなくなるのではないかという不安がすごく出ておりまして、町の公共交通網もきちんとなっていない中で、タクシー会社がなくなったらどうするんだろうということで、二・三人から問い合わせが来ているんです。「町に何とかしてもらえないのか、タクシー会社がなくなったらもう歩いてはいけないし、大変なことになる」ということで、本当にこう急を要していると思うんです。今、コロナ禍の中で会議も出来ない状況ではありますけれども、やはり、この公共交通網をいち早く整備していく方向でいてくれたらいいなというふうに思っています。

それと、80歳まで自分は運転できるという方が多いということも書いてありますけれども、自分たちもできる限り運転したいというふうに思っはいても、体が悪くなったりして、免許返納ということもありますので、免許を返納された方には、やはりタクシー補助の対象にしてもらおうということが出来ないのかどうか、お願いします。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）現在の活性化協議会における検討について、タクシー補助については町長の答弁でもございましたように、協議会においてはニキバスの今の基本路線、この部分で完成形というふうには

考えておりませんので、現在、次の方策ということで、町内を回れないかということで検討することとしてございます。その後、必要があればタクシーの方の補助、そして銀山地区のボランティアということで、あくまでも補完的な位置付けということで、タクシー補助等については検討していきたいというふうに考えておりますし、検討自体も80歳以上の案ということで出ております。こちらについてもその時に案を出してございますけれども、その時点で運行がまだ半年ということですね、協議会としては先にニキバスの本線の方を検討したいということで保留をしている状況にございますので、80歳で決まったということではございませんので、今後更に協議して、実施するに当たっては内容を詰めていくことになろうかと思えます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今は、コロナ禍の中で自粛生活ということで、お年寄りも体操教室もなくなったかと言って、本当に出歩いていけないということは、家に閉じこもってしまって健康に対しても良くない。冬場ですし、なかなか外に出る機会もなくなると思えます。

小樽市などは「ふれあい敬老パス」とかをやっていますし、ニセコ町のバスは、デマンドバスになっているので、家からどこでも町内に限りますけれども、そういうふうになっています。あと、倶知安町とか黒松内町とか蘭越町は福祉タクシーということで、お出かけサポート券とか、倶知安町は70歳以上2万円の補助券が出ているというふうに聞いていますけれども、どこもやはり、いろんな定期のバス、町営のバスを作ってみても、いろんな不満も出てくるかと思うんですけれども、本当に今、地方ではバス会社とかタクシー会社が撤退していて、いわゆる交通空白地域が本当にじわじわと拡大しています。仁木町でもバス会社やタクシー会社を守りつつ、住民の足をどのように確保していくのかというのは本当に重要なことだと思いますし、地域のニーズに沿った政策転換や実践というのは難しいかと思うんですけれども、やはりここだけの問題ではなく、全国どこを見ても住民の足に対しては考えられている問題かと思えますので、今、会議が出来なくても、本当に政策的に急いで皆さんの足になれるような公共交通として、仁木町の地域公共交通の確保に向けて努力してほしいと思いますけれども、最後に町長の考えを聞かせてください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）本町の公共交通事情というのはですね、時代の流れとともに非常に厳しい状況に追い込まれているのは事実であります。銀山地域からは、民間のバス会社が撤退して、並行在来線の問題も今後どうなるのかという部分も差し迫っておりますし、また、このコロナ禍によって民間の公共交通に携わっている事業者も非常に厳しい状況に陥っているところでもあります。町としても、特に銀山地域に関しては、公共交通という足、手段を無くすことがないようにニキバスを運行させて、予約制ということで煩わしさを感じている部分もありますけれども、ご理解をいただきながら現在利用していただいているところでございます。その他の地域でも、JRやバス停から遠い地域でなかなか公共交通が使いづらいという部分も含めてですね、今協議会の中でそのことも課題として今後どう取り組んでいくべきか、どんな支援策ができるのかということを含めて検討しているところでございます。タクシー補助についても、様々な自治体で運賃を助成している自治体もありますけれども、非常に重い行政負担がのしかかって、非常に厳しい状況にあるということも実態として聞いております。町も限られた予算の中でやりくりしておりますけれども、少しでも住民サービスの充実が図れるように今後も努めてまいりたいことは当然のこと

ありますし、どんな方法で、それが提供できるのかということをですね、これから、時間は早めながらも、慎重に考えなければですね、町も後で火の車になっても大変でございますから、その辺は慎重に、どこまでサービスができるのか、可能性があるのかということを含めてですね、今後検討してまいりたいと思っていますところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）以上で終わります。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第3 議案第14号

令和3年度余市郡仁木町一般会計予算

日程第4 議案第15号

令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第5 議案第16号

令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第17号

令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）日程第3、議案第14号『令和3年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第6、議案第17号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、只今一括上程されました令和3年度予算について、提案説明を申し上げます。

一般会計の歳入では、町税は、町民税、固定資産税などを合わせて3億2055万5000円で、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税などに依存する状況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は、事業の実施に大きく影響を及ぼしますことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の不足分につきましては、財政調整基金1億8435万3000円の取り崩し繰入れを行い、令和3年度の予算編成を行ったところでございます。

令和3年度の予算規模につきましては、一般会計が総額38億850万1000円、前年度対比では1億9337万2000円、5.3%の増でございます。国民健康保険事業特別会計は総額で1億8437万4000円、前年度対比では2275万4000円、11.0%の減でございます。簡易水道事業特別会計は総額4億6298万5000円で、前年度対比で4537万円、10.9%の増となっております。後期高齢者医療特別会計は総額が7522万4000円、前年度対比は581万4000円、8.4%の増でございます。以上4会計予算の合計は総額で45億3108万4000円となり、前年度対比で2億2180万2000円、5.1%の増となっております。令和3年3月5日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上をもちまして4会計の提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く議員8名で構成する令和3年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く議員8名で構成する令和3年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することに決定しました。

なお、令和3年度各会計予算特別委員会の正副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会において互選となっておりますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時23分

再 開 午前11時35分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に行われた令和3年度各会計予算特別委員会、正副委員長の互選結果を報告します。

令和3年度各会計予算特別委員会委員長に野崎議員、副委員長に佐藤議員が互選されましたので報告します。

次に、資料要求の件についてお諮りします。本委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求をしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第7 議案第4号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

日程第8 議案第5号

仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について

日程第9 議案第6号

仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について

日程第10 議案第7号

仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について

日程第11 議案第8号

然別生活館の指定管理者の指定について

日程第12 議案第9号

仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について

日程第13 議案第10号

仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩いの家の指定管理者の指定について

日程第14 議案第11号

仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について

日程第15 議案第12号

農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について

日程第16 議案第13号

仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について

○議長（横関一雄）日程第 7、議案第 4 号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第16、議案第13号『仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について』以上10件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第 4 号から議案第13号まで一括提案説明をさせていただきます。

まずはじめに議案第 4 号でございます。議案第 4 号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和 3 年 3 月 5 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第 5 号から議案第13号の指定管理者の指定につきまして、9 件の提案説明を行います。

議案第 5 号、仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について。議案第 6 号、仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について。議案第 7 号、仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について。議案第 8 号、然別生活館の指定管理者の指定について。議案第 9 号、仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について。議案第10号、仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家の指定管理者の指定について。議案第11号、仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について。議案第12号、農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について。議案第13号、仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について。以上 9 件を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年仁木町条例第22号）第 5 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。いずれも令和 3 年 3 月 5 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎でございます。以上、議案第 4 号から議案第13号まで、10件を一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題10件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり令和 3 年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、令和 3 年度各会計予算特別委員会に付託して休会中に審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 39 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第17 議案第18号

仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第18号『仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第18号でございます。仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について。仁木町水泳プール設置条例（昭和44年仁木町条例第35号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年3月5日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、奈良教育次長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）奈良教育次長。

○教育次長（奈良充雄）議案第18号、仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正に係る概要についてご説明いたします。昭和47年に開設しました然別水泳プールは、長年にわたり地域住民に親しまれた他、地域の防火水槽としても大きな役割を果たしてきましたが、地域の少子化や人口減少などにより、プールの利用者は年々減少の一途をたどっておりました。今後においても、地域住民等の利用が多く見込めないことから、然別町内会と協議をして、令和2年度から然別プールを休止しており、放水水槽の役割についても関係部署であります企画課並びに北後志消防組合仁木支署と協議したところ、然別プールが廃止されても地域の消火対応は可能であるという見解があったことから、令和3年3月31日で然別プールを用途廃止することとしたため、条例改正に至ったところであります。

内容につきましては改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。条例の改正につきましてはアンダーラインを引いている箇所でございます。第2条中、旧条例にありました「然別水泳プール」を新条例においては削除しているものであります。附則は施行期日の定めであり、令和3年4月1日からとするものでございます。説明は以上です。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号『仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号『仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号

仁木町母子栄養食品支給条例を廃止する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第19号『仁木町母子栄養食品支給条例を廃止する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第19号、仁木町母子栄養食品支給条例を廃止する条例制定について。仁木町母子栄養食品支給条例（昭和44年仁木町条例第44号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。令和3年3月5日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、浜野ほけん課参事の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）議案第19号、仁木町母子栄養食品支給条例を廃止する条例制定について、ご説明いたします。

この度の条例廃止に至った経緯と趣旨についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、低栄養等からくる栄養不足などから流産や未熟児の出生、乳幼児期の発育不良がまだ多く発現していた時代背景から、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に母子保健法第5条及び14条の規定に基づき、妊産婦及び乳幼児に対し栄養強化を図るため、昭和44年に条例を制定し、無償で栄養食品として、原則牛乳を支給してきたところです。条例制定から50年以上栄養強化の視点から母子保健の向上に努めてきましたが、栄養状態から見た母子保健を取り巻く環境は著しく改善し、従前の低栄養等の問題から、妊娠糖尿病等により過剰なカロリー摂取を制限する必要がある者や、牛乳等から補う栄養食品の支給を希望しない方が一定程度いたことから、栄養食品支給の在り方や必要性を検討し、かつ、母子の健康状態等を精査したところ、初期の目的は達成されたものと判断し、本条例を廃止することといたしましたものでございます。ただし、条例廃止前に既に支給決定された対象者につきましては、令和3年度までを経過措置期間として支給させていただくこととしています。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第19号『仁木町母子栄養食品支給条例を廃止する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号『仁木町母子栄養食品支給条例を廃止する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 同意第1号

仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第19、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第1号でございます。

仁木町教育委員会委員の任命について。仁木町教育委員会委員 渡 朋仁は、令和3年3月25日にその任期を満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和3年3月5日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町然別104番地、渡 朋仁、昭和44年7月19日生まれ、満51歳でございます。

渡氏の経歴について申し上げます。学歴につきましては、昭和63年3月に北海道立余市高等学校を卒業され、平成2年3月に専修大学北海道短期大学を卒業されております。職歴といたしましては、平成2年4月に社会福祉法人 後志報恩会 大江学園に就職され、平成27年4月からは、同法人ひだまりの施設長、平成29年4月からは大江学園の施設長を務めております。また平成22年4月から現在まで、北後志消防組合仁木消防団団員、平成29年4月から令和元年9月まで仁木町民生委員・児童委員推薦委員、平成29年4月から現在に至るまで、仁木町スポーツ推進員、仁木町特別支援教育育成会監査、平成31年4月から現在まで仁木町障害者自立支援協議会会長として、職務に精励されております。その他には、仁木スキーアルペン少年団指導員、仁木野球スポーツ少年団指導員、仁木軟式野球連盟理事、仁木町若鮎太鼓郷土芸能保存会副会長を務められております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、委員の任命に当たりまして、令和元年5月27日から仁木町教育委員に選任されております渡 朋仁氏が教育委員会委員に適任と考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時11分

再 開 午後 1時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

これから、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありません

か。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。

日程第20 同意第2号

仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第21 同意第3号

仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（横関一雄）日程第20、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』、及び日程第21、同意第3号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』以上2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、同意第2号、仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について、及び同意第3号、同じく仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括提案説明をさせていただきます。

まずはじめに、同意第2号でございます。仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について。仁木町固定資産評価審査委員会委員 吉川輝光は、令和3年5月5日にその任期を満了するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和3年3月5日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町尾根内714番地2、吉川輝光、昭和28年1月25日生まれで、現在満68歳でございます。

吉川氏の経歴については昭和50年3月に北海道拓殖短期大学農業経済学科をご卒業され、その後、銀山農業協同組合、現、新おたる農業協同組合に入組され、平成12年4月に新おたる農業協同組合 銀山支所長、平成15年6月に管理部長、平成21年2月には審査室審査役を務められ、平成22年1月に新おたる農業協同組合を退職し、現在は家業の農業を営む傍ら、平成28年6月から余市川土地改良区副理事長も務めております。この間町内会をはじめ、農業関係団体の役員等を歴任され、地域活動にもご尽力されております。固定資産の評価にあたっては、年々その正確性、信頼性のある精度の高い評価が求められており、作業にあたっては複雑かつ難易度が増しております。このようなことから、吉川輝光氏は、平成24年からの3期9年の固定資産評価審査委員の実績からも適任であり、再任したいと考えますので、議会のご同

意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして同意第3号でございます。仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について。仁木町固定資産評価審査委員会委員 勝浦弘志は、令和3年6月23日にその任期を満了するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和3年3月5日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町南町6丁目38番地5、勝浦弘志、昭和44年1月21日生まれで、現在満52歳であります。

勝浦氏の経歴につきましては、昭和62年3月に小樽潮陵高校を卒業された後、北海道大学に入学、その後、平成4年より家業の農業を営まれております。この間、平成23年4月から平成26年7月の期間は、仁木町農業委員会委員を、平成20年度には仁木小学校PTA会長、平成23年4月からは新おたる農業協同組合理事及び仁木町就農計画認定委員を務めており、教育関係機関をはじめ、農業関係団体の役員等を歴任され、地域活動にもご尽力されております。固定資産の評価にあたっては、先ほど申し上げましたが、正確性信頼性のある精度の高い評価が求められており、作業にあたっては複雑かつ難易度が増しております。このようなことから、勝浦弘志氏は、平成27年からの2期6年、固定資産評価審査委員の実績からも適任であり、再任いたしたいと考えますので、議会のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上同意第2号及び同意第3号を一括提案説明させていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』及び同意第3号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決定しました。

次に、同意第3号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第3号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時23分

再 開 午後 1時24分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は3月16日火曜日、午前9時30分より開会しますので、ご出席願います。本日のご審議、大変ご苦勞様でした。

散 会 午後 1時25分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和3年3月5日～3月16日（12日間）

2日目 令和3年3月8日（月）

（開議 ～ 午前9時30分 / 散会 ～ 午後1時25分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第14号	令和3年度余市郡仁木町一般会計予算	R3.3.8	委員会付託
議案第15号	令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R3.3.8	委員会付託
議案第16号	令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	R3.3.8	委員会付託
議案第17号	令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R3.3.8	委員会付託
議案第4号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	R3.3.8	委員会付託
議案第5号	仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定について	R3.3.8	委員会付託
議案第6号	仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について	R3.3.8	委員会付託
議案第7号	仁木町立銀山へき地保育所の指定管理者の指定について	R3.3.8	委員会付託
議案第8号	然別生活館の指定管理者の指定について	R3.3.8	委員会付託
議案第9号	仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について	R3.3.8	委員会付託
議案第10号	仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩いの家の指定管理者の指定について	R3.3.8	委員会付託
議案第11号	仁木町山村開発センターの指定管理者の指定について	R3.3.8	委員会付託
議案第12号	農村公園フルーツパークにきの指定管理者の指定について	R3.3.8	委員会付託
議案第13号	仁木町観光農園等管理施設の指定管理者の指定について	R3.3.8	委員会付託
議案第18号	仁木町水泳プール設置条例の一部を改正する条例制定について	R3.3.8	原案可決
議案第19号	仁木町母子栄養食品支給条例を廃止する条例制定について	R3.3.8	原案可決
同意第1号	仁木町教育委員会委員の任命について	R3.3.8	同意可決
同意第2号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R3.3.8	同意可決
同意第3号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	R3.3.8	同意可決